八十四	釧路信用組合	北海道釧路市北大通九丁目二番地
八十五	相双信用組合	福島県相馬市中村字大町六十九番地
八十六	那須信用組合	栃木県那須塩原市永田町六番九号
八十七	かみつけ信用組合	群馬県高崎市田町百二十五番地
八十八	東群馬信用組合	群馬県伊勢崎市境三百十五番地の五
八十九	銚子商工信用組合	千葉県銚子市東芝町一番地の十五
九十	江東信用組合	東京都江東区住吉二丁目六番八号
九十一	北部信用組合	東京都台東区雷門二丁目二番十号
九十二	新潟縣信用組合	新潟県新潟市中央区営所通一番町三百二番地一
九十三	巻信用組合	新潟県新潟市西蒲区巻甲四千百八十番地一
九十四	塩沢信用組合	新潟県南魚沼市塩沢千百九十八番地
九十五	山梨県民信用組合	山梨県甲府市相生一丁目二番三十四号
九十六	富山県信用組合	富山県富山市大手町三番五号
九十七	三河信用組合	愛知県蒲郡市神明町十二番二十号
九十八	岐阜商工信用組合	岐阜県岐阜市今沢町十七番地
九十九	イオ信用組合	岐阜県岐阜市加納桜田町三丁目十一番地二
百	益田信用組合	岐阜県下呂市森六百九十番地の一
百一	のぞみ信用組合	大阪府大阪市中央区内本町二丁目三番五号
百二	朝銀西信用組合	岡山県岡山市北区駅前町二丁目六番十九号
百三	とびうめ信用組合	福岡県福岡市東区箱崎一丁目十番八号
百四	熊本県信用組合	熊本県熊本市紺屋今町一番一号
百五	宮崎県南部信用組合	宮崎県日南市南郷町中村乙八千二百四十一番地二
百六	鹿児島興業信用組合	鹿児島県鹿児島市東千石町十七番十一号

2　指定期間

市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間は、平成二十二年七月一日から平成二十二年十二月三十一日までとする。

○国土交通省告示第七百十号

自動車等の安全性能に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第一項及び第二項の規定に基づき、平成二十二年度自動車等安全性能評価実施要領を次のように定める。

平成二十二年六月三十日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　原口　一博

平成二十二年度自動車等安全性能評価実施要領

（この告示の趣旨）

第一条　この告示は、平成二十二年度における自動車及び年少者用補助乗車装置（以下「自動車等」という。）の安全性能に関する評価を実施し、その結果を公表するための実施要領を定めるものとする。

（用語の定義）

第二条　この告示の用語の意義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。

一　「年少者」とは、新生児、乳児又は幼児のうち体重が十八キログラム以下の者をいう。

二　「年少者用補助乗車装置」とは、国土交通大臣の指定等を受けた次に掲げる装置又はこれに準ずる装置をいう。

イ　主として乳児を連続した面上に寝かせた状態にして、自動車の進行方向に対して横向きに乳児を拘束又は定置する装置（以下「乳児用ベッド」という。）

ロ　主として幼児を座席ベルトによって直接拘束しないものであって、インパクト・シールド（正面衝突の際に年少者の前方移動を防止するために、年少者の正面に取り付ける装置をいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド及び補助シート（幼児を着席させるために自動車の座席上に乗せる装置又は自動車の座席部に装備する装置であって、シートクッションを備えたもの又はシート・クッション及びシート・バックを備えたものをいう。以下この号において同じ。）、インパクト・シールド、補助シート及び年少者用ベルト並びに年少者用ベルト及び補助シートのいずれかによって幼児を後ろ向き又は前向きに拘束又は定置する装置（以下「幼児用シート」という。）

三　「後ろ向き」とは、自動車の進行方向に対して逆方向の向きをいう。

四　「前向き」とは、自動車の進行方向に対して同方向の向きをいう。

五　「ダミー」とは、第三条第一項の規定により評価の対象として選定された自動車（以下「試験自動車」という。）又は同条第二項の規定により評価の対象として選定された年少者用補助乗車装置に搭載する人体模型をいう。

六　「バリヤ」とは、試験自動車を衝突させる壁面をいう。

七　「ＨＩＣ」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験及びオフセット前面衝突安全性能試験にあってはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあっては頭部インパクタにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

八　「頸部の引張荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる上下方向の荷重をいう。

九　「頸部のせん断荷重」とは、ダミーの首の部分に加わる前後方向及び左右方向の荷重をいう。

十　「頸部のモーメント」とは、ダミーの首の部分に発生するモーメントをいう。

十一　「合成加速度」とは、ダミーの頭部又は胸部において計測された前後方向、左右方向及び上下方向の加速度を用いて計算される加速度をいう。

十二　「胸部変位」とは、ダミーの胸部に生ずる最大変位をいう。

十三　「大腿部荷重」とは、ダミーの左右それぞれの大腿骨に相当する部分に加わる大腿骨の軸方向の荷重をいう。

十四　「脛骨指数」とは、ダミーの脛部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

十五　「かじ取りハンドル変位」とは、かじ取りハンドルの取付部に生ずる後方及び上方への変位をいう。

十六　「ブレーキペダル変位」とは、ブレーキペダルに生ずる後方及び上方への変位をいう。

十七　「開扉性」とは、衝突安全性能試験後における、当該試験自動車の扉が容易に開くか否かの程度をいう。

十八　「救出性」とは、衝突安全性能試験後における、試験自動車からダミーを容易に取り出せるか否かの程度をいう。

十九　「バリヤフェイス」とは、バリヤに取り付ける衝撃吸収材及び試験自動車に衝突させる台車の衝突面に取り付ける衝撃吸収材をいう。

二十　「ＨＰＣ」とは、側面衝突安全性能試験における、ダミーの頭部において計測された加速度を用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

二十一　「腹部荷重」とは、ダミーの腹部（側面衝突時にあっては、当該衝突した側の腹部）に加わる荷重をいう。

二十二　「恥骨荷重」とは、ダミーの骨盤の恥骨結合部に加わる荷重をいう。

二十三　「サイドカーテンエアバッグ」とは、自動車が側面衝突による衝撃を受けた場合において、主に車体のＡピラーから屋根に沿ってＣピラー付近まで展開することにより乗員頭部を保護するために装備された装置をいう。

二十四　「車両前部上面」とは、車両の前面ガラスの下縁の両端の点を含む車両中心線に垂直な平面より前方にある車両の上面をいう。